

第 1 回研究会での主な意見**【活用について】**

- まず活用して気づきを得れば自走していくはずだが、その一歩目が踏み出せていない。
- 財務書類・固定資産台帳の作成・利用だけでは課題解決に直結せず、議会合意や住民理解で一定のプロセスが必要ということを認識すべき。
- 行政外部のステークホルダー（議会・住民等）において、政策決定に地方公会計情報が必要だというプレッシャーを強めるようにすべき。
- スウェーデンでは、財政運営を発生主義で考えていて、政治的な意思決定にも直接公会計情報が関わってくる。そのように、住民と直接向き合う部分に公会計を活用していくことが重要。
- 活用が進まないのは、自治体職員の置かれた環境が一因にある。多忙で人事異動が頻繁にあり、作成と活用で担当部署も異なる上に、決算情報である財務書類は予算よりも優先順位が低く、活用に至らない。
- 統一的な基準の理解に時間を要しているため、分析に至らず、活用も進まない。
- 予算編成をする上で、単年度のやりくりではどうにもならない構造的な問題については、セグメント分析が有効。
- 比較対象があると有用性が高まるため、どこの団体にもあるような主要な施設（図書館、学校等）について、各団体にセグメント分析を要請するのも一案。

【作成・更新について】

- 本来活用すべき局面は決算審査であり、長期的には作成の早期化を進めていくべき。そのためには、期末一括仕訳の団体であっても、仕訳作業時期を分散化し、期末の作業の集中を防ぐことが必要。いずれ日々仕訳に移行すれば、年度末の作業は決算整理だけになり、負担感も減る。
- 固定資産台帳自体が信用できなければ活用も進みにくいので、台帳の精緻化は重要。

- 固定資産台帳の登録や除却の考え方を整理すべき。伝票単位で複数の資産を一つとして資産登録していると、除却が極めて難しくなるため、時間が経つほど固定資産台帳の精度は悪くなっていく。
- 固定資産台帳の評価基準のうち、特に長寿命化に関する見直しは必要。大規模修繕をした場合、耐用年数の見直しではなく、新たな資産を計上する会計処理になっており、実態と合わず、活用につながらない。
- 作業負担が増えるような精緻化を進めるのであれば、一方で簡素化も検討しなければ、バランスを欠いた議論になる。
- 固定資産台帳は公有財産台帳と併存しており、更新が煩雑。効率化のため、両台帳のシステムやデータベースの統合に取り組む団体もあるが、各団体の自助努力に委ねるのではなく、全国的に号令をかけるべき。

【意識改革・人材教育について】

- 職員の世代交代が進んでおり、改めて、地方公会計の意義について、職員一人一人への草の根の啓発が必要。
- 地方公会計情報の強みであるストック・コスト情報について、財政担当に任せただけでなく、誰が責任を持って、何に利用するのかを事前に明確にし、目標管理（MBO）を徹底すべき。
- 先進団体の取組と成果を広めることで、地方公会計がどのように政策決定に必要で、有用かを共有すべき。
- 先進団体の活用技術について、Y o u T u b e 等で共有して、簡単に見ることができるようにすべき。

【内部監査・開示について】

- 財務書類や台帳の信頼性を確保する仕組みがない。財務書類が法定ではなく、監査委員の監査対象でもないため、第三者チェックを受けずに公表される。例えば、財政健全化法の指標算定や、指標自体に公会計情報を組み込めば、監査対象になり、毎年度の整備や精緻化につながる。
- 精緻化のために、固定資産台帳の公表を強く求めるのも一案。台帳内容に自信がなくて公表していない団体も多いと思うが、公表できる水準まで精度を高めるべき。
- 固定資産台帳に限らず、注記・附属明細書のように、本来公表すべき

ものについては、改めて公表を強く求めるべき。

- 地方公会計情報のオープンデータ化を進めることで、外部の利用者による情報の利活用を促進すべき。

【標準化・統一化について】

- 地方公共団体の基幹業務システムの標準化・統一化の中に、内部管理事務である財務会計システムは含まれておらず、将来的には統一システムの導入が必要。
- 予算科目が各団体で異なるため、比較が困難。自治体の特色ある取組を除いた基幹部分に関して、予算科目の標準化を検討すべき。それにより、仕訳の自動化や標準化の検討にもつながる。

【統一的な基準について】

(所有外資産)

- 統一的な基準の導入時には、限られた期間で台帳整備・財務書類作成をしなければいけないという背景があったため、捕捉が大変な所有外資産については簡便な方法を採用したところ。それから相当の期間が経過し、各自治体の財務書類の状況が明らかになり、その状況と実態との乖離が広がっているならば、これを機に見直しを検討すべき。
- 所有外資産のうち影響が大きいのは、都道府県管理の国道・河川。もともと都道府県の純資産比率は非常に低く、そこから減価償却が進むことで、債務超過になりそうな団体もある状況。所有外資産を独自基準で資産計上しているようなケースもあり、早急に基準の見直しが必要。
- 所有外資産を資産計上するとして、例えば、リース資産と同様に計上するのか、あるいは民間企業でやっているような長期前払費用のように計上するのか、その計上方法は議論が必要。
- 決算統計に慣れている財政課の感覚では、所有外資産を補助金で整備した場合、決算統計でいう普通建設事業費の補助金と同様に、費用ではなく資本形成とする方が違和感がない。そのため、決算統計でいう資本形成のための補助金のうち、施設利用権の定義に該当する場合は貸借対照表の無形固定資産に分類し、該当しない場合は行政コスト計算書の費用に分類するのも一案。

- 所有外資産は、実質的に分割購入とみなせる「所有権移転外ファイナンス・リース」とは性質が異なる面もある。また、仮に過去に遡って資産計上するとなった場合、実務上の負担も大きい。
- 所有外資産を資産計上しなくても、現状の課題を解決する方法はある。例えば、指標数値が財政の実態と合わない点については、負債側で所有外資産に対する投資に係る債券発行額を分離し、指標算定の際に加味すればよい。

また、コスト試算が不十分になる点については、所有外資産に資産価格を付すのではなく、そのコストをきちんとデータベース化しておき、将来の財政への影響の試算に役立てていくことの方がむしろ良いのではないか。これらの点を整理した上で議論すべき。

(その他基準関係)

- 道路等底地について、昭和59年以前に取得したものは原則1円評価であるが、例外措置で1円評価していない団体も混在しており、資産の比較可能性の観点からも見直しが必要。
- 連結財務書類は、作業労力に比して効果が低く、負担軽減のために不要とすべき。将来的な財政負担の状況については、将来負担比率でも判断できるため、例えば、将来負担比率が一定以上悪化した場合に連結を必要とするといった運用も一案。
- 税収の取扱いが東京都と統一的な基準で異なるため、財務書類作成にあたって組替え作業が生じている。東京都の採用した収益説がIPSASをはじめ国際的にも広く受け入れられていると思うので、将来的な基準の見直しも検討すべき。
- 国・都道府県支出金を財源とする事業について、支出が行政コスト計算書の費用として計上される場合においても、対応する収入が純資産として計上されるため、特別定額給付金など大型の国庫補助事業などがあった場合に、受益者負担比率が大幅に減少し、実態と乖離する。

決算統計上、特定財源として扱う国・都道府県支出金は、行政コスト計算書の費用に対応する財源として収益で計上すると、財政担当の感覚と合うのではないか。

- マニュアル上に細々とした課題があり、実務を進めていく上で疑問点が溜まってきているので、整理が必要。